

# 施設利用申込書

- ◎当施設の利用については、玖珠町条例に基づき許可します。(使用料の減免・返還・過料等)
- ◎当施設は社会教育施設であり、利用に関して制限があります。(例：物品の販売、宗教活動等)
- ◎指定場所(調理実習室、研修室、健康増進室、健康総合相談室)以外での飲食はできません。

上記内容及びくすまちメルサンホール条例等を承諾して、下記施設の利用を申し込みます。

玖珠町中央公民館長  
玖珠町保健センター所長 殿

申請日 令和 年 月 日

利 用 日	令和 年 月 日 ( 曜日)			
催 物 名			利用者数 人	
利 用 者 名			減 免 有 無	
			玖 珠 郡 内 外	
責 任 者 住 所 氏 名	TEL			
申 込 者	印 TEL			
利 用 施 設	1 時間料金 (郡内利用者)	冷暖房費 1 時間料金	利 用 時 間	
中央公民館	調理実習室 ※飲食可	4 4 0 円	3 3 0 円	から まで
	研修室 ※飲食可	3 3 0 円	2 2 0 円	から まで
	研修室(2階和室)	5 5 0 円	4 4 0 円	から まで
	研修室1(12帖)	2 2 0 円	2 2 0 円	から まで
	研修室2(15帖)	3 3 0 円	2 2 0 円	から まで
	学習室	4 4 0 円	3 3 0 円	から まで
	学習室1(前)	2 2 0 円	1 6 0 円	から まで
	学習室2(後)	2 2 0 円	1 6 0 円	から まで
	視聴覚室	4 4 0 円	3 3 0 円	から まで
	会議室	4 4 0 円	3 3 0 円	から まで
	会議室(半面)	2 2 0 円	1 6 0 円	から まで
	ホワイエ	1日 1,100 円	/	から まで
保健センター	健康増進室 ※飲食可	6 6 0 円	5 5 0 円	から まで
	増進室1(後)	3 3 0 円	2 7 0 円	から まで
	増進室2(前)	3 3 0 円	2 7 0 円	から まで
	健康総合相談室 ※飲食可	5 5 0 円	4 4 0 円	から まで

申請に当たっては、次の内容を誓約の上、口にしを記入してください。

口自己又は自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団等」という。)には該当しません。

\* 玖珠町では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、玖珠警察署に照会する場合があります。